

## 第 80 回 全国健康保険協会千葉支部評議会 の概要報告

開 催 日	平成 28 年 4 月 26 日 火曜日 PM 2 : 30 ~ PM 3 : 50
開 催 場 所	日本生命千葉ビル 4 階会議室
出 席 者	小賀野評議員、黒田評議員、中嶋評議員、錦織評議員、松澤評議員 松本評議員、山口評議員、(五十音順)
議 題	

1. 平成 28 年度 千葉支部重点事業及び事業計画について
2. その他報告事項について

議 事 概 要  
(主な意見等)

### 支部長挨拶

\* 先週、新聞各紙に健康保険料の上昇の記事が掲載されていた。全国約 1,400 ある健康保険組合の平均保険料率は、9 年前の 2007 年度は 7.3%、今年度は 9.1%と平均 1.8%上昇している。協会けんぽも同じ期間で 8.2%から 10.0%へと丁度同じ割合で増加している。

この要因は高齢化の進展に伴う医療費の増加であり、生活習慣病の予防やジェネリック医薬品の使用促進によって医療費全体を抑制していく必要があると記事は結んでいた。現在、高齢者の医療保険を現役世代が負担していく仕組みになっており、構造的にはこの流れを止めることはできない。戦術的に可能な部分を推し進めて対策を練っていくのが現実的対応となっている。可能な部分の一つとして、協会けんぽでは、重症化予防対策の受診勧奨通知の送付を行っている。平成 26 年度は、20 万 5 千人に通知を送付したが、3 ヶ月以内に病院に受診した人は、わずか 7.4%である。発症しないうちに、重症化しないうちに手当てをすれば、経済的・精神的・身体的な負担は軽くなるのは、理解されているはずであるが、これが現実である。年齢を重ねるごとに病院に行く機会が増えてしまうことは防ぐ事はできないが、現役のうちから、なるべく健康を維持することによって、病院に行くこと自体を遅らせまた頻度を減らすことは可能であり、その医療費抑制の効果は大きいと考えている。また、それと同時に本人および家族の経済的・精神的・身体的な負担を和らげることに繋がる筈である。

千葉支部で取り組んでいる健康経営の事業所訪問では、幸いにも事業主や役員など決定権・影響力の強い方と面談ができています。従業員の健康維持は、人材の確保やイメージのアップなど企業にとっても大きなメリットがあり、我々としても粘り強く訴えて受診率の向上に努めていきたいと考えています。本日は平成 28 年度最初の評議会として、本年度の千葉支部重点事業について、説明させていただく。評議員の皆様からのご意見・活発なご議論をお願いしたい。

### 議事概要

1. 平成 28 年度 千葉支部重点事業及び事業計画について  
議題 1 について以下の資料に基づき事務局より説明。

- 資料 1-1 : 平成 28 年度 千葉支部重点事業について
- 資料 1-2 : 平成 28 年度 千葉支部パイロット事業について
- 参考資料 1 : 平成 28 年度 千葉支部事業計画について
- 参考資料 2 : 全国健康保険協会事業計画及び予算

《事務局説明概要》

各グループから、千葉支部事業運営における数値指標等の平成 26 年度の実績、27 年度の実績見込み及び 28 年度の目標を示し、それぞれの項目について、具体的な取り組み内容や課題、実施スケジュールを説明し、ご議論頂いた。

《主な意見等》

**◆健診・保健指導において、各項目とも平成 27 年度数値目標を達成できていないのに、28 年度は更に高い目標設定をしております。前年度達成できていないのに同じことをしては、明らかに目標達成は無理なはずであり、目標達成に向けて、今年度から新たにに取り組む事項はあるのでしょうか。場合によっては、27 年度と同じ目標を設定してまたそれを目指すべきではないのですか。《被保険者代表》**

⇒目標達成に向けての新しい取り組みとしては、健康経営の事業所訪問において、協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用せずに、事業者健診を行っている事業所が多いのでその切替えの勧奨を行っています。また、事業者健診結果データの取得率向上として、社会保険労務士会や商工会議所、商工会へのデータ取得勧奨業務委託を企画しており、切替えと同時にデータ取得勧奨を並行して行っていくことで、更に効果をあげたいと考えています。他にも新規適用事業所数が例年増加してきており、その新規事業所向けの受診勧奨対策の強化や、被扶養者の受診率向上として、事業主と支部長との連名での勧奨文書の発送等の事業を既に行っております。

**◆事業者健診データはどのような手続きで取得しているのですか。《被保険者代表》**

⇒事業者健診は労安法に基づいて行っています。手続きとしては事業所から事業者健診取得データの提供にかかる同意書を提出頂いた後、協会けんぽが直接その受診医療機関から健診データの提供を受けることになります。

**◆そんなに簡単な手続きなのに、なぜ取得率はこんなに低いのですか。《被保険者代表》**

⇒法的には何も問題はないのですが、本人の同意無しに健診結果という個人情報をも協会けんぽに提供することに抵抗がある事業所様が多いようです。

**◆そのような実態があるのならば、会社は労安法や高確法のことには知らない方が大多数なので、本部で国民全体にアナウンスするために AC のような CM を流す取り組みがあっても良いのではないのでしょうか。《被保険者代表》**

⇒そのようなやり方も確かに考えられますが、現在のところは地道に事業主や関係団体に働きかけて一件ずつ取得しているのが現状であります。

**◆中小企業 3 団体との「健康経営」普及促進に向けた覚書締結の検討とあるが、現状はどうなっているのですか。《事業主代表》**

⇒まだ、具体的に日程は決まっていますが、全団体様で一回集まって今後の打ち合わせをしていければと考えています。

**◆柔道整復療養費にかかる患者照会の実施件数について、平成 27 年度 1,500 件だった目標が、平成 28 年度は約 4,000 件と 2 倍以上となっていますが、疑われるような対象件数自体が増えているのでしょうか。《学識経験者》**

⇒千葉支部において、柔道整復療養費の請求が 24,000 件/月。年間で 28 万件から 29 万件あり、そのうちの約 1.3%が長期（3 カ月以上）・多部位（3 部位以上）・頻回受診（15 日以上）に当たり、その数字から目標を設定しております。

**◆文書照会を行っているという説明がありましたが不正受給が疑われるようなケースについてはどのような手続きに入るのでしょうか。《学識経験者》**

⇒協会けんぽとしては調査権限が無いので、厚生局に情報提供を行って、厚生局の方で調査をし、最終的に不正請求がされていたような場合は、厚生局の方で柔道整復師と結んでいた受領委任契約の解除を行い、柔道整復師から受領委任による請求が出来なくしてしまう手続きが取られます。

**◆年度初めで県や市の社会福祉協議会で様々な会議が予定されております。協会けんぽの保健指導で大きな成果・実績が出ているのを存じ上げております。会議の場に来ていただいてそのような話を是非していただきたいと思っております。《学識経験者》**

## 2. その他報告事項について

■資料 2-1 : 平成 28 年度運営委員会の主な議題・スケジュール（案）

■資料 2-2 : 平成 28 年度診療報酬改定の概要

### 《事務局説明概要》

平成 28 年度運営委員会の年間スケジュールと議題を支部評議会のスケジュールを交えて説明。平成 28 年度診療報酬改定については、協会けんぽの事業と直接関連の深いジェネリック医薬品の関係やかかりつけ医・かかりつけ薬局の事項について重点的に説明。

### 《主な意見等》

⇒特に意見等なし。

特 記 事 項
---------

・第 80 回千葉支部評議会傍聴者 なし
----------------------

・第 81 回千葉支部評議会開催予定 平成 28 年 5 月 24 日（火） PM 2 : 30～
---

